

はじめに

平成22年4月1日に施行された改正土壤汚染対策法によって、要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下「要措置区域等」という。)から汚染土壌を搬出する者は、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、管理票を交付しなければならないこととされました。

また、平成29年5月19日に土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、その一部は平成30年4月1日より施行となりました。

2 土壤汚染対策法の概要

(1) 土壤汚染対策法の概要

土壤汚染の調査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(法第3条第1項)
- ・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(法第4条第3項)※
- ・土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(法第5条第1項)

自主調査(法第4条第2項の調査の結果の提出があった土地を除く。)において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(法第14条)

土地所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

【土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合】

区域の指定等

①要措置区域(法第6条)

- 土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
- 汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(法第7条)(指示すべき措置の内容は、地下水飲用に関しては封じ込め等、人の立ち入りに関しては盛土等とすることを省令で規定。改正前の措置命令の内容を踏襲)
 - 土地の形質変更の原則禁止(法第9条)

摂取経路の遮断が行われた場合

②形質変更時要届出区域(法第11条)

- 土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)
- 土地の形質変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(法第12条)

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

汚染土壌の搬出等に関する規制

- ・①②の区域内の土壌の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準・処理基準(処理施設から排出される排ガスや排水の処理の基準等を省令で規定)に違反した場合の措置命令)
- ・汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壌の処理業の許可制度

※環境省令で定める方法により、土地所有者等の全員の同意を得て、指定調査機関に調査を行わせ、その結果を併せて都道府県知事に提出することができます(法第4条第2項)。